

目次

第1章 指針の改定に当たって 1

第2章 人権施策の目標 2

- 1 人権施策の基本理念 2
- 2 指針の性格 2
- 3 目標年次等 3

第3章 人権施策の推進方向 4

- I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 5
 - 1 人権教育 5
 - (1) 学校等における人権教育 6
 - (2) 家庭、地域社会における人権教育 8
 - 2 人権啓発 10
 - (1) 県民全般に対する人権啓発 10
 - (2) 職員に対する人権啓発 12
- II 相談・支援の推進 14
- III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり 16

第4章 分野別施策の推進 18

- 1 女性 18
- 2 子ども 20
- 3 高齢者 22
- 4 障害のある人 24
- 5 同和問題 26
- 6 外国人 28
- 7 HIV感染者等 30
- 8 犯罪被害者やその家族 32
- 9 アイヌの人々 34
- 10 インターネットによる人権侵害 35
- 11 北朝鮮当局による拉致問題 37
- 12 災害時における人権への配慮 38
- 13 様々な人権問題 39

第5章 推進体制 40

- 1 県の推進体制 40
- 2 国、市町村、民間団体等との連携 40

◇ 用語解説 4 1

◇ (改定) 埼玉県人権施策推進指針 施策体系 4 9

【資 料】 5 1